

第2回財政構造改革小委員会 説明資料

- 平成22年度主要官庁における概算要求のポイント
・・・・・・・・ 1

- 平成22年度予算編成方針について（概要版）
・・・・・・・・ 3

- 歳入対策に向けた取組について
・・・・・・・・ 9

- 徳島県人事委員会勧告の状況
・・・・・・・・ 11

- 四国各県における県職員給与削減の状況
・・・・・・・・ 12

主要官庁における概算要求のポイント

一般会計概算要求額

平成22年度概算要求額 95.0兆円(6.5兆円増)
(平成21年度当初予算額 88.5兆円)

総務省【18兆5934億円】(8574億円増)

◎三党連立政権合意書・民主党マニフェスト

- 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

○事項要求として要求

- ・三位一体改革で削減された地方交付税の減収分を復元する。(1.1兆円)
- ・地方交付税の法定率を引き上げる。

- 自動車関係諸税の暫定税率廃止に係る地方の減収分については、政府税制調査会での結論を踏まえて、適切な補てん措置を講じる。

(参考)

暫定税率廃止に伴う本県への影響額(試算)

地方税	△33億円
地方譲与税	△3億円
国庫支出金	△32億円

文部科学省【5兆7562億円】（4745億円増）

○高等学校の実質無償化（4624億円）

※義務教育国庫負担金の負担割合を1/3→1/4に引き下げ？

（参考：本県減収額（試算）32億円）

厚生労働省【28兆8894億円】（3兆7325億円増）

○子ども手当の創設（2兆2554億円）

○後期高齢者医療制度、障害者自立支援法については、
廃止に向け検討。（H22は存続）

※新型インフルエンザワクチンの低所得者に対する支援制度に
地方負担を導入（国1/2、県1/4、市町村1/4）

※子ども手当の財源として地方負担を検討？

農林水産省【2兆7518億円】（2036億円増）

○公共事業は対前年度比85.0%

○戸別所得補償制度のモデル実施（5618億円）

国土交通省【6兆1943億円】（1741億円減）

○公共事業は対前年度比85.8%

○高速道路の無料化に向けた取組（6000億円）

○維持管理に係る直轄事業の地方負担分は廃止

平成22年度予算編成方針について（概要版）

1 基本的な考え方

- 新政権の「マニフェスト」では、「『地域主権』を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やす」とされたが、その一方で、「国の総予算207兆円を全面組み替え、税金のムダづかいと天下りを根絶する」、「現在の政策・支出を全て見直す」との方針が示され、「今の仕組みを改め、新たな財源を生み出す」ための具体策として「不要不急の事業、効果の乏しい事業は、政治の責任で凍結・廃止する」とされている。
- こうした方針を受け、国の「概算要求」において、地方交付税の1兆1,000億円の増額が、事項要求に止められる一方、「自動車関連諸税の暫定税率廃止」による地方の減収は、地方税や地方譲与税、及び公共事業に係る国庫補助金を合わせて、1兆3,000億円を超える減額につながる可能性があり、地方財政は、非常に厳しい見通しと考えられる。
- 加えて、国の「概算要求」では、公共事業の主要な財源である「自動車関連諸税の暫定税率廃止」が反映されていないにもかかわらず、既に前年度比△15%程度の削減がなされており、予算編成過程において更なる削減が懸念される。仮に、これまで述べた制度変更や削減による地方への影響を国が補てんしないならば、本県において約130億円の減収となる可能性がある。一方で、本県の一般財源ベースの平成21年度公共事業予算は、約85億円であるため、減収により、県内公共事業が壊滅的な影響を受けるに止まらず、福祉や医療などの義務的な経費についても、歳出できない恐れがある。
- 更に国は、「新型インフルエンザ対策」をはじめとする、様々な事業において地方への負担を求めることにより、必要となる国の歳出を削減しようとする報道が連日のようになされているため、一層の歳入不足の拡大による社会保障サービスの縮小、そして県民生活への影響が憂慮されるところである。
- こうした厳しい状況に加え、地方交付税においては、平成19年度及び平成20年度の国税収入が予算額を大きく下回ったことに伴い、結果的に、地方自治体に過大な配分となった額、約1兆1,600億円が存在しており、地方財政に配慮して、平成23年度から27年度の5年間で精算すると仮定しても、平成23年度以降5年間、本県への交付額が、単年度で「20億円以上」もの減額となることが想定される。

- 更に、県税収入は、「百年に一度の経済危機」に直面し、平成20年度当初予算額865億円に対し、平成21年度当初予算額が698億円と、前年度比△167億円、「約2割」もの減収となっており、この厳しい状況は依然として続いている。
- こうした環境の中、来年度の本県財政は、国の厳しい予算編成による影響を具体的に見込めない現段階においても、「来年度の収支不足額」が278億円にのぼると見込まれ、「今年度の収支不足額」285億円に対し、わずかに改善するものの、引き続き極めて厳しい状況にある。このため、本県は、国の動向や本県の置かれた非常に厳しい財政環境を考慮すると、国の「徹底した削り込み」を更に上回る大幅な歳出削減を図らなければ、来年度予算編成が、成り立たない見込みである。
- このため、平成22年度予算の編成に当たっては、これまでにない大きな変革期を迎えている「国の予算編成」の動向を、的確かつ迅速に見極め、本県に与える影響を分析し、適切に対処をする。
- また、国による地方財政措置の急激な悪化に伴う「大幅な歳出削減」が想定されることを、県庁組織全てがしっかりと認識した上で、予算編成過程において、新規・既存の別を問わず、必要性、効果、緊急性、効率性、財源捻出の観点から徹底した見直しを行い、最大限の努力・あらゆる工夫を重ね、県民サービスを確保し、県政が直面する様々な「重要政策課題」にも的確に対応する。

2 具体的な取組み

- 平成22年度当初予算は、年間を通じる総合予算として編成。
- 持続可能な財政構造への転換を目指し策定した、「財政構造改革基本方針」により、「聖域を設けない徹底的な見直し」を実施し、「総人件費の抑制」、「民間と行政、市町村との役割分担・連携の仕組みづくり」、「投資的経費の重点化」、「内部管理経費の見直し」、「執行段階での経費節減」等による歳出改革、「その他の課題解決に向けた取組」、及び「県税収入の確保」、「受益者負担の適正化」、「新たな収入源の開拓」等による「歳入確保対策」など、取組方針をこれまで以上に徹底して実施。
- 国の動向次第で、県政への深刻な影響が想定される財政状況下、県職員一人ひとりが、「1 基本的な考え方」を踏まえ、自らの担当する事務事業を県民の受忍限度となるサービス水準を見据えた上で、根本から歳出の枠組みを改めるよう取り組む。既存事業の廃止や縮小、進捗調整を確実に実施し、予算要求基準を厳守する。
- 裁量的予算が編成できる場合においては、「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」の重点施策を推進するとともに、「時代や県民ニーズを先取り」、本県の未来創造につながる効果の高い新規事業から優先。なお、新規事業の創出は、既存事業の徹底した見直しによる「財源捻出」を前提とする。
- 公共事業はもとより、あらゆる分野において「中山間地域の格差是正」の視点を重視。
- 事業の見直し・創出に当たっては、県民目線によりそのニーズを適切に把握し、施策の進むべき方向性を的確に見定めること。また、実施による成果が明らかで、迅速かつ着実に「効果」の発現する事業が、構築できるよう留意すること。

- 国においては、「事業仕分け」により、歳出を厳しく削減する取組みを行っているが、本県では、単なる歳出削減ではなく、予算額の大小にとられない手法である「ゼロ予算事業」、「県民との協働推進事業」、「県民スポンサー事業」の21世紀型の予算スタイル「とくしま“トクトク”事業」の更なる拡充を図り、県民サービスをきちんと守る。
- 既存ストックを徹底的に活用した社会資本整備を推進。
- 大規模な新規事業の着手の判断については、継続事業の進捗状況、緊急性、投資規模、代替施策による対応の可否に加え、不要遊休財産の売却による財源確保を追加。
- 「地域主権」の確立に向け、国と地方の役割分担のあり方などが、大幅に見直されようとしている状況であり、また地方財政も大きな転換点を迎えていることから、県においても、国の動きを見定めながら、市町村との財政上の関係のあり方について、新たな視点により検討を行う。
- 特定目的基金は、その所管課のみが限定的に活用するのではなく、全庁をあげて、最も効果的な活用方策を検討すること。このため、特定目的基金の所管課は、他の所属に対し、基金の目的や活用のあり方について情報の提供を行う。
- 後期高齢者医療、介護給付などの給付については、毎年度極めて大きな伸びを示し、多大な財政負担増につながっていることから、国の制度改正や基準改定の動向、地方財政対策における措置、他の都道府県における支給状況等に留意した上で、現状を的確に分析するとともに、適切な制度運用の徹底に努め、他の都道府県と比較し突出した支給状況や、年度途中における多額の過不足、将来の負担増が生じないように取り組む。
- 新政権の「マニフェスト」で示されている「義務教育・社会保障の必要額は確保する」との方針が、確実に守られるよう、国による制度改正の動向を注視し、追加の地方負担が生ずる恐れがある場合には、国に対し本県の主張を示し、他県や関係団体等と協力して改善を迫るなど、出来る限りの対応を図ること。
- 県が出資している公社等の外郭団体については、次期改善計画（平成22年度から24年度）の策定期間を迎えていることから、今後の見直しの方向性について、十分議論を重ね、徹底した改善の取り組みを求めること。

●具体的には、

- ①すべての事業について、コストの低い代替手段の検討
- ②モデル事業において、普及等先進性が期待できないものの廃止
- ③緊急性、必要性の優先順位が低い事業の廃止や進捗調整
- ④単価設定や契約手法などの再検討
- ⑤受益者が特定の者に偏る事業などについて公費投入のあり方を検証
- ⑥事業実績が低調な事業の廃止・縮小
- ⑦県税徴収率の更なる向上
- ⑧歳入対策企画員室における検討を通じた減免規定の見直しなど、受益者負担の適正化
- ⑨各種特定目的基金の活用
- ⑩職員給与の臨時的削減、超過勤務の縮減、臨時職員の徹底した抑制
- ⑪非常勤特別職の徹底した見直し
- ⑫各種施策の展開にあたっては、県の創意工夫と県民の積極的な御協力により新しい公共サービスを提供する「とくしま“トクトク”事業」の積極的な活用
- ⑬公共事業評価制度を積極的に活用し、継続事業の凍結、中止等の判断を速やかに実施。その財源を事業効果の早期発現可能な新規事業等に有効活用。実施にあたっては、中山間地域への配慮
- ⑭公共事業のみならず、政策的経費においても「中山間地域の格差是正」に向け積極的に取り組む
- ⑮不要遊休財産の早期売却の徹底
- ⑯県単独補助金の精査、継ぎ足し補助の見直し
- ⑰情報システム関連経費をはじめ、あらゆる契約における徹底した契約内容の見直し
- ⑱公用車の一層の削減などによる更なる内部経費の節減

など、前例踏襲を打破し、創意工夫を凝らし、予算の質をより一層進化させ、持続可能な財政構造へ転換させる取組を重点的に検討。

3 要求基準の考え方

- 総合予算として編成するため、義務的経費や継続的事業、公共事業に係るもの等、収支バランスを確保する上で要求時点においてシーリングの必要があるものについての基準。

- 国の予算編成や地方財政対策の動向などにより、今後の予算編成過程において、更なる削減を求めるなど、所要の措置を講ずる場合がある。このため、常に、国の動きを的確かつ迅速に把握・分析し、「国における厳しい歳出削減」に対しても県として出来る限りの対応ができるよう、予め「徹底した事業見直し」に取り組む。
 - ・ 政策評価対象事業（新規、継続）、その他の経費の合計 ▲ 8億円
 - ・ 一般公共事業、国直轄事業、県単公共事業
国の動向を見定め、別途指示する
 - ・ 別途、徳島の未来創造につながる創意と工夫に満ちた新規事業に対し、「未来創造枠2億円」を設定する。

4 編成スケジュール（予定）

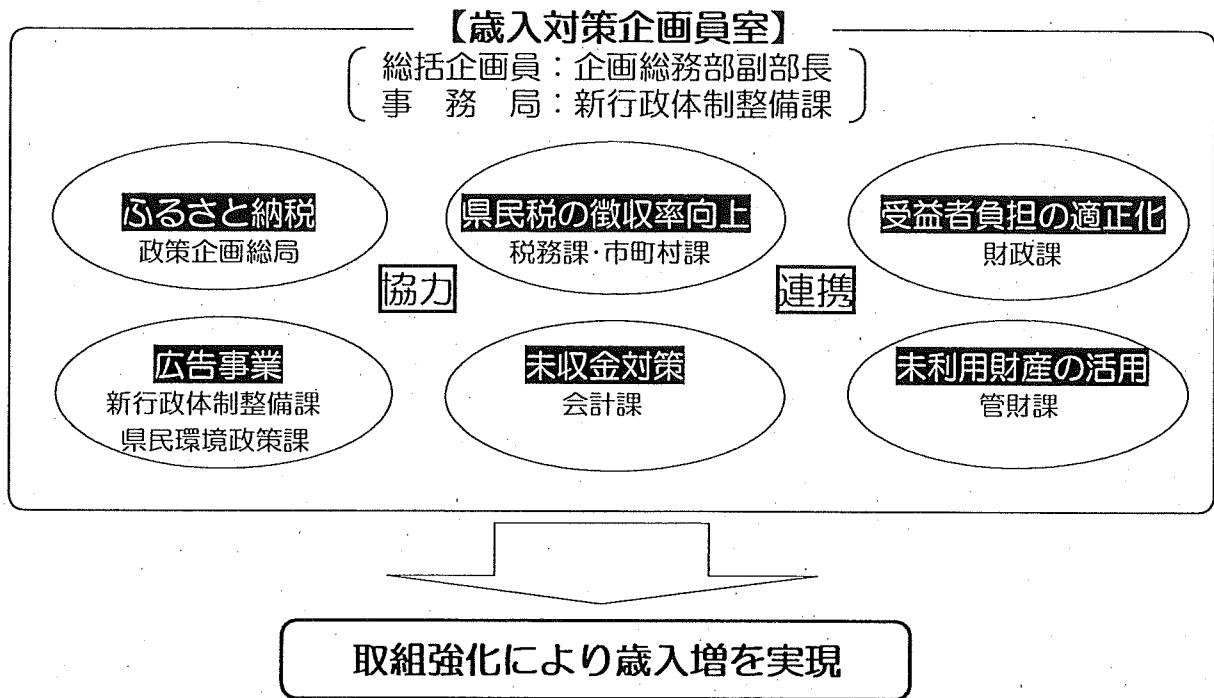
- | | |
|------------|-----------|
| ○予算編成方針説明会 | 10月27日（火） |
| ○要求書〆切 | 11月13日（金） |
| ○財政課長査定～ | 12月末～ |
| ○知事査定 | 1月末頃 |
| ○予算案発表 | 2月中旬頃 |

本県の歳入対策に向けた取組について

1 経緯

財政健全化に向けた歩みを着実なものとするため、聖域なき歳出改革を進めるとともに、歳入対策についても取組を強化していくことが重要である。

このため、県では平成20年5月に、関係各課の担当で構成した「**歳入対策企画員室**」を設置し、特に重要と思われる6項目を選定し、対応策の検討や進捗管理を行い、歳入対策に係る取組を強化している。



2 平成20年度の実績

○ふるさと納税

- ・県HPや県人会等を通じたPR、阿波踊りシーズンのPR、県内主要施設へのリーフレット配布を実施
- ・「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジット決済を実施
- ・148件 約2,800万円の寄附金実績（実質全国6位）

○受益者負担の適正化

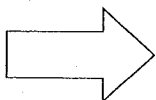
- ・個別の使用料・手数料について、総点検を実施
- ・職員住宅駐車場の貸付料徴収等を実施
- ・約6,200万円の増収効果

○広告事業

- ・新規広告事業の実施（自動車税納税通知書、食の安全安心すごろくの活用）
- ・新規ネーミング・ライツの導入（1施設）
- ・約4,600万円の広告料収入を確保

○未利用財産の活用

- ・公売条件が整備された未利用財産について売却手続きの実施
- ・20件 約4億4,400万円の売却実績



約5億8千万円の歳入の確保

3 今年度の主な取組内容

○ふるさと納税

- ・寄附者の利便性向上（ゆうちょ銀行の手数料無料化、電子申請の導入）
- ・寄附者へのお礼の充実（すだちの送付、県立施設の招待券をペア化など）
- ・県人会等へのPR活動の実施

○受益者負担の適正化

- ・使用料、手数料等について全庁照会、ヒアリングの実施

○未利用財産の活用

- ・未利用財産に係る調査の実施
- ・担当者会議の実施
- ・年度別売却目標を決定及び第1回入札の執行
- ・インターネット入札の執行（予定）

○県税徴収率の向上

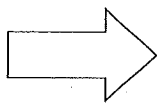
- ・市町村税の滞納整理状況ヒアリングの実施
- ・個人住民税の特別徴収義務者の普及・拡大
- ・市町村税務職員の短期受入実施
- ・税理士、法人会への協力依頼

○広告事業（ネーミング・ライセンスを含む）

- ・広告媒体に係る全庁調査の実施
- ・新規広告事業の検討・実践（給与明細メール、職員とくしまの活用）
- ・あわぎんホールの愛称利用開始
- ・新規パートナー企業確保に向けた企業訪問の実施
既パートナー企業への継続協力依頼の実施

○未収金対策

- ・連絡会議、研修会の開催
- ・各課ヒアリングの実施
- ・「徳島県未収金対策委員会」の設置、会議の開催



昨年度以上の実績確保を目指す

平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成21年10月13日

【本年のポイント】

○ 平成21年の給与勧告

- 1 公務員給与が民間給与を上回る公民較差（△756円，△0.20%）を解消するため，月例給を引き下げる。
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）についても，民間の支給割合（4.16月）と均衡を図るため，年間支給月数を引き下げる（△0.35月分）。

1 職員の給与と民間給与との較差

<月例給>

公民比較		公民較差 (A-B)	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額	較差率
379,966円	380,722円 (350,784円)	△756円 (29,182円)	△0.20% (8.32%)

(注) 「職員の給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与である。なお，()内は「職員の給与の特例に関する条例(平成19年条例第66号)」による臨時的給与削減措置後の数値である。

<特別給(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.16月	4.50月

【参考】

行政職平均年齢 43.4歳

2 改定の概要

① 給料表

人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果，給料表及び経過措置額については，人事院勧告に準じた改定を行うことが適当である。

ただし，医療職給料表(一)については，医師の確保を図るため，人事院勧告と同様，引下げを行わないことが適当である。

② 諸手当

ア 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

支給月数を0.35月分引下げ

4.50月分 → 4.15月分

(一般の職員の場合の支給月数)

区分	6月期	12月期
期末手当	1.25月【現行1.40月】	1.50月【現行1.60月】
勤勉手当	0.70月【現行0.75月】	0.70月【現行0.75月】
計	1.95月【現行2.15月】	2.20月【現行2.35月】

3 給与勧告の影響 本年度△15.3万円

4 改定額 △722円

(内訳 給料△716円 はね返し分(注)△6円)

(注)地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

四国各県における給与カットの状況

(H21.10.1時点調査)

◆ 徳 島 県

当初、平成20年1月から平成21年3月の1年3ヶ月間で、次の内容により給与カットを実施。

その後、平成22年3月まで実施期間を延長している。

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は10～9%、管理職以外の職員は8～7% |
| | ・ 管理職手当 | 15% |

◆ 香 川 県

当初、平成17年4月から平成20年3月の3年間で、次の内容により給与カットを実施。

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は8～5%、管理職以外の職員は4～1% |
| | ・ 期末・勤勉手当 | 管理職を対象に、13～6%の減額 |
| | ・ 管理職手当 | 20% |

その後、平成20年4月から管理職に対するカット率を緩和した上で、平成23年3月まで実施期間を延長している。

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は5%、管理職以外の職員は4～1% |
| | ・ 期末・勤勉手当 | 管理職を対象に、2%の減額 |
| | ・ 管理職手当 | 10% |

◆ 愛 媛 県

平成18年4月から4カ年計画で、次の内容により給与カットを開始。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は8～6%、管理職以外の職員は4～3.5% |
| | ・ 期末・勤勉手当 | 管理職は8～6%、管理職以外の職員は4～3.5% |
| | ・ 管理職手当 | 10% |

その後、平成19年4月からカット率を緩和し、現在に至っている。

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は6～4.5%、管理職以外の職員は3～2.6% |
| | ・ 期末・勤勉手当 | 管理職は6～4.5%、管理職以外の職員は3～2.6% |
| | ・ 管理職手当 | 7.5% |

◆ 高 知 県

当初、平成17年4月から平成20年3月の3年間で、次の内容により給与カットを実施。

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は5%、管理職以外の職員は3% |
| | ・ 管理職手当 | 10% |

その後、毎年度、管理職以外の職員のカット率を緩和しながら今年度末まで実施期間を延長している。

(H20.4～H21.3)

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は5%、管理職以外の職員は3～2% |
| | ・ 管理職手当 | 10% |

(H21.4～H22.3)

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 〔 | ・ 給料 | 管理職は5%、管理職以外の職員は1.85～0.5% |
| | ・ 管理職手当 | 15～10% |